

# 全国児童福祉主管課長会議

## 【別冊資料】

（内閣府資料2）

平成26年2月26日（水）

内閣府 子ども・子育て支援新制度準備室  
文部科学省 初等中等教育局  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局



# 目 次

## 1. 平成26年度保育緊急確保事業費補助金の対象事業にかかる 実施要綱（案）について

- (1) 小規模保育運営支援事業 . . . . . ●
- (2) グループ型小規模保育事業 . . . . . ●
- (3) 幼稚園における長時間預かり保育支援事業 . . . . . ●
- (4) 家庭的保育事業 . . . . . ●
- (5) 認定こども園事業 . . . . . ●
- (6) 保育士等処遇改善臨時特例事業 . . . . . ●
- (7) 保育体制強化事業 . . . . . ●
- (8) 認可化移行総合支援事業 . . . . . ●
- (9) 民有地マッチング事業 . . . . . ●
- (10) 利用者支援事業 . . . . . ●
- (11) 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業 . . . . . ●
- (12) 地域子育て支援拠点事業 . . . . . ●
- (13) 一時預かり事業 . . . . . ●
- (14) ファミリー・サポート・センター事業 . . . . . ●
- (15) 乳児家庭全戸訪問事業 . . . . . ●
- (16) 養育支援訪問事業 . . . . . ●
- (17) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 . . . . . ●
- (18) 子育て短期支援事業 . . . . . ●
- (19) 新規参入施設への巡回支援事業 . . . . . ●
- (20) へき地保育事業 . . . . . ●

※あくまで現時点での案であり、今後内容に修正が生じる場合がありますので、予めご留意ください。



## 小規模保育運営支援事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

都市部等において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応するとともに、児童人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、これらに対応する質の確保された小規模な保育事業に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供し、もって心身ともに健やかな児童を育成することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）

### 3 事業の内容

保育に欠ける乳児又は幼児について、当該乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業。

### 4 実施方法

#### （1）対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける就学前児童であって、満3歳未満の児童とする。

なお、本事業を利用している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、当該年度末までの間、本事業の対象とすることができるほか、保育所等の定員に空きがない場合等、地域の保育の整備状況等にかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合で、かつ、（4）に定める利用定員の範囲内に限り、満3歳以上の児童についても本事業の対象とすることができる。また、離島、へき地（「へき地保育事業の実施について」（平成●年●月●日雇児発●第●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「へ

き地保育事業実施要綱」の4（3）で設置場所とされている地域をいう。以下同じ。）で、上記によりがたい事情があると市町村が認める場合も、本事業の対象とすることができる。

## （2）実施要件

### ① 小規模保育運営支援事業（A型）

本事業の実施に当たっては、次の（ア）から（ケ）の要件を満たすこと。

（ア）平成24年8月22日付けで公布された子ども・子育て支援法等の関連3法に基づく制度の施行後に、関連3法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第1項により事業を実施する市町村又は同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを希望している事業者（以下「事業者」という。）であること。

（イ）事業の利用定員が、6人以上19人以下であること。

（ウ）小規模保育運営支援事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室又はほふく室、調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備をいう。以下同じ。）及び便所を設けること。乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。

なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意すること。

イ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室又は調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

ウ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに「認可外保育施設に対する指導監督について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「認可外保育施設指導監督基準」という。）の4に定める避難階段等が設けられていること。

エ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

(エ) 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、(キ)のイにより連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ）から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は(オ)の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設（同一の事業者（事業者が法人である場合は系列の法人を含む。）が運営する他の小規模保育事業所、社会福祉施設又は病院をいい、離島・へき地においては、学校又は学校給食センターを含む。以下同じ。）から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士の数は、次の(ア)、(イ)により算出した人数に1人を加算した人数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

(ア) 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

(イ) 満3歳以上の幼児に利用させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は

小学校教諭であって市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

(オ) 利用する乳幼児に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業所内で調理する方法によることとする。なお、調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知）の内容に留意すること。

また、食事の提供に当たっては、円滑かつ適切に食事を提供できるよう連携施設等の栄養士に嘱託することにより、アレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。

ただし、連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合については、この限りではない。また、その場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第32条の2第1号から第5号に掲げる要件を満たすよう努めることとし、連携施設又は給食搬入施設が別の事業者が設置、運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

なお、上記による方法が困難であり、かつ、（キ）のなお書きの規定により連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、その他の方法により食事を提供することができる。

(カ) 利用する乳幼児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないこと。

(キ) 事業の実施に当たっては、連携施設を設定し、以下のア～カに関する内容について、必要な支援を受けることとし、連携施設は、事業者からの求めに応じて、当該施設の運営に支障のない範囲で協力すること。な



お、離島、へき地で保育所、幼稚園、認定こども園が付近に存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合は、この限りでない。

ただし、アについては、（オ）により事業所内で調理をする場合及び給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合、また、イについては、（エ）のアにより事業所に嘱託医を配置し、健康診断や健康管理を行う場合は不要とする。

また、ア、イ及びキの支援を受ける場合で、別の事業者が運営する施設を連携施設として設定する場合は、具体的な業務の内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

連携施設の設定に当たり、事業所から求めがある場合には、市町村においてあつせんその他の調整を行うこと。なお、連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、連携施設を設定しないことができる（上記の離島、へき地で連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合を除く。）。ただし、設定しない場合は、市町村において、連携施設のモデル的な取組を行う、公立施設による支援体制を整備する、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設の設定に資する取組を実施するとともに、満3歳に達するなど、卒園した日以降も保育の利用を希望する者について、利用調整で優先的に取り扱うことその他の満3歳以降の円滑な継続利用に結びつけるために必要な措置を講ずること。

ア 食事の提供に関する支援

当該事業所を利用する児童に提供する食事の献立作成及び調理・搬入等の支援

イ 嘱託医による健康診断等に関する支援

当該事業所を利用する児童の健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

ウ 屋外遊戯場の利用に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に屋外遊戯場を開放

するなど、満2歳以上の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関する支援

エ 合同保育に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援

オ 後方支援

乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援のほか、保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣等の支援

カ 行事への参加に関する支援

運動会や園遊会等の行事に当該事業所を利用する児童を招いて、合同で行事を実施するなど、行事への参加に関する支援

キ 卒園後の受け皿としての支援

当該事業所を利用する児童が満3歳に達した場合など、事業所を卒園する際の受け皿としての支援

なお、保育所を卒園後の受け皿とする場合は、入所の調整に当たって市町村、事業者の間で十分に調整すること。

(ク) 利用料については、事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して事業所において設定すること。

(ケ) 上記に規定する要件のほか、設備運営基準により保育所に課される要件を尊重して事業を実施すること。

② 小規模保育運営支援事業（B型）

本事業の実施に当たっては、①の（ア）から（ウ）及び（オ）から（ケ）の要件及び次の（ア）の要件を満たすこと。

（ア）職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士その他の保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、①の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①の（オ）の要件を満たして連携施設

又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士その他の保育従事者の数は、次の(ア)、(イ)により算出した人数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士を1/2以上とする。ただし、常時2人(そのうち1人は保育士とする。)を下回ってはならない。

(ア) 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

(イ) 満3歳以上の幼児を入所させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であって市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

エ 保育士以外の保育従事者の要件は次のとおりとする。

「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。

### ③ 小規模保育運営支援事業(C型)

本事業の実施に当たっては、①の(ア)及び(オ)から(ケ)の要件及び次の(ア)から(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 事業の利用定員が、6人以上15人以下であること。

(イ) 事業所の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 事業所には、乳幼児の保育を行う部屋、調理室又は調理設備及び便所を設けること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.

9 m<sup>2</sup>以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3 m<sup>2</sup>以上を加算した面積以上であること。

ウ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、屋外遊戯場を設けること。屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3 m<sup>2</sup>以上であること。

エ 乳幼児の保育を行う部屋を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに認可外保育施設指導監督基準の4に定める避難階段等が設けられていること。

オ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

（ウ）職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、①の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①の（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあつては、調理員を置かないことができる。

イ アの家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とすること。

ウ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1（1）に定める家庭的保育者

エ 家庭的保育補助者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1（2）に定める家庭的保育補助者であり、グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

オ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、家

庭的保育者のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（保育事業管理者）として定めること。

## グループ型小規模保育事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを預け、働くことができるようにするため、保育所等から技術的な支援を受けながら、市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ型小規模保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

グループ型小規模保育を実施する者に対し、グループ型小規模保育の実施に必要な費用の一部を補助する。

#### （2）実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、

- ① 保育所又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下「設備運営基準」という。）を満たす認可外保育施設（以下「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又は①以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託することができるものとする。

#### （3）事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

- ① 保育所実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約して実施する場合を除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

## ② 個人実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「（6）連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び設備運営基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが（6）に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

## （4）対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

## （5）実施要件

① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人（対象児童9人）までのグループにて実施すること。

ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童1

- 5人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。
- なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
- ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
- イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。
- ウ 衛生的な調理設備を有すること。
- エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
- ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者
- イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。
- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。
- ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
- イ 心身ともに健全であること。
- ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
- エ 乳幼児の保育に専念できること。



オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の補助者ととともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者ととともに保育する場合は5人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。）。）

⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。

⑨ 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

⑫ 賠償責任保険に加入すること。

⑬ 保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。

⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。

- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。
- ⑯ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、グループごとに家庭的保育者のうち 1 名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（以下「保育事業管理者」）として配置するよう努めること。

#### (6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

- ② グループ型小規模保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- ④ グループ型小規模保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。

- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

#### (7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

#### (8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ型小規模保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に

事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。

- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ型小規模保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。
- ⑧ 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

#### (9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

## 幼稚園における長時間預かり保育支援事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育等に対し、運営費の補助を行うことにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

### 3 事業の内容

幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

### 4 実施方法

#### (1) 事業者

私立幼稚園

#### (2) 対象児童

市町村が定める基準に基づく保育に欠ける乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）

#### (3) 設備基準

事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準（幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）及び各自治体において定める認定基準）を満たすこと。なお、上記の基準及び関係の通知において、幼保連携型













































































































































































